

保管金取扱窓口変更のお知らせ

新潟地方裁判所三条支部
新潟家庭裁判所三条支部
三条簡易裁判所

令和7年12月15日（月）から、三条支部で行っていた保管金事務を
新潟地方裁判所（本庁）事務局会計課経理係において行うこととなりました。
つきましては、以下のとおり取扱いが変更されていますのでお知らせします。

1 保管金の納付について

(1) 保管金提出書の提出先

新潟地方裁判所（本庁）事務局会計課経理係

住 所 新潟県新潟市中央区学校町通一番町1番地

電話番号 025-222-4197（経理係ダイヤルイン）

※ 三条支部窓口で現金を納付する場合は、三条支部に提出してください。

(2) 振込銀行口座（当座納付）

【変更前】 第四北越銀行 三条支店 （口座番号0113437）

【変更後】 第四北越銀行 本店営業部 （口座番号0117857）

(3) 現金納付について

保管金は新潟地方裁判所（本庁）会計課のほか、三条支部窓口においても納付することができますが、鈔銭の用意がありませんので、過不足のない納付に御協力ください。なお、保管金の納付は、当座納付（裁判所指定口座への振込）又は電子納付（インターネットバンキングやペイジー対応のATM等を利用した納付）が便利ですので御利用ください。

(4) 不動産執行事件に関する保管金提出書等の提出先について

買受申出保証金に係る入札保証金振込証明書は従前どおり入札書に添付して三条支部の執行官室宛に提出してください。

民事執行予納金や売却代金等の保管金提出書の提出先は、(1)と同様です。

2 保管金の還付について（保管金に残額が生じた場合）

(1) 事前還付請求がある場合

新潟地方裁判所（本庁）から還付されます。還付にあたって特段の手続は必要ありません。

(2) 事前還付請求のない場合

窓口の現金還付については新潟地方裁判所（本庁）及び三条支部のいずれでも行うことが可能ですが、三条支部での現金還付を希望される場合は、数日程度お時間をいただくこととなりますので、還付請求の際はできる限り振込払いを御利用ください。

なお、保管金の納付時に事前還付請求（保管金提出書の〈還付金の振込先等〉欄

への記載）を御利用いただくと、後日の請求を要することなく保管金が自動的に還付されますので、是非御利用ください。

3 小切手の取扱いについて

小切手による2(2)の保管金還付や執行事件の配当金等の払渡の場合、小切手を受け取ることができる窓口は、三条支部ではなく、新潟地方裁判所（本庁）のみになりますので、御注意ください。